

雇児母発 1211 第 2 号
平成 26 年 12 月 11 日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 衛生主管部(局)長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病指定医の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の定める医師）の指定に係る手続きについて、別紙のとおり事務取扱要領を作成したので、これを参考として、小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の適正な支給認定及び指定医の指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれては当該指定事務につき遺漏なきよう努めるとともに、医師等の関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第1項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。）の交付を適正に行うため、同項に規定する指定医（以下「小慢指定医」という。）の指定については、法及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

第1 小慢指定医の職務等

- 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とすること。【規則第7条の13第1項】
- 2 小慢指定医は、法第21条の4第1項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。【規則第7条の13第2項】

第2 小慢指定医の要件

- 1 小慢指定医の要件は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する医師であって、次のいずれかに該当、かつ、第1の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者としてすること。
 - ① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。【規則第7条の10第1項第1号】
 - ② 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。【規則第7条の10第1項第2号】

- 2 1の「実務経験」の詳細については、以下のとおりとすること。
- (1) 実務経験とは、医療機関等において行った患者の診断又は治療（小児慢性特定疾病に係る診断や治療に限らない。）をいうこと。
 - (2) 実務経験の期間については、以下のとおりとすること。
 - ① 主として患者の診断又は治療を行っていた期間を対象とするものとし、診断又は治療を全く行っていない期間を除くこと。
 - ② 1のとおり、臨床研修を受けている期間を含むこと。
 - ③ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療を行った期間など、患者の診断又は治療に係る業務等に従事した期間については、これを含むこと。
- 3 1の「職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる」の判断については、小慢指定医の指定の申請時に提出される申請者の経歴書（様式2号）の記載内容等を参考に判断すれば足りること。
- なお、実務経験及び1の①又は②の要件を満たしていれば小慢指定医の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると判断して差し支えないこと。
- 4 1の「小慢指定医育成研修」については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、実際には、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）を実施主体とし、必要に応じて小児慢性特定疾病に係る専門的な知見の提供等を可能とする都道府県医師会等に研修の実施を委託することができるものとする。
- また、本研修については、受講者が小慢指定医の役割を十分に果たせるように次の①～⑦までに掲げる内容を盛り込んだものとする。
- なお、⑦については、小慢指定医は、法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関においてその職務に従事することが多いと考えられることから、研修に盛り込むものである。
- ① 小児慢性特定疾病の医療費助成制度、小児慢性特定疾病児童等のデータ登録についての理解を深める内容とする。
 - ② 小慢指定医等の職務等を理解する内容とする。
 - ③ 医療費助成制度における対象疾病とその状態の程度、診断基準、医療意見書等について理解する内容とする。
 - ④ 小慢指定医が行うべき実務について知識を深め、実際に診断基準等に沿って適切に医療意見書に記入することなどを行う内容とする。

- ⑤ 必要な検査の実施や、診断が困難で、医療意見書を十分に記載できない場合に、適切な他の小慢指定医を紹介できるよう、小児慢性特定疾病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。
- ⑥ 小児慢性特定疾病として代表的な疾病の概要や診断基準、医療意見書、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
- ⑦ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

- (1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」（様式1号）に、次の①～④に掲げる書類を添付して、勤務地（当該医師が小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）の都道府県知事等に提出すること。ただし、①～④に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を求めなくてもよいこと。【規則第7条の11】

また、複数の医療機関に勤務する場合であってその勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事等に提出が必要であること。

なお、指定申請書には、医療意見書を作成することが想定される医療機関については、すべて記載すること。

- ① 診断又は治療に5年以上従事したことを証する「経歴書」（様式2号）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し
- ④ ②又は③の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

2 留意事項

- (1) 指定申請書に記載された個人情報については、小慢指定医の指定や規則第7条の17に規定する公表など、小慢指定医制度の運用のためにのみ利用することとし、個人情報保護に十分に留意すること。
- (2) 小慢指定医育成研修の修了後は、速やかに小慢指定医の指定申請を行

うことが望ましいため、研修の機会等を活用して早期申請を促すこと。

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

(1) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表すること。【規則第7条の17第1号】

- ① 医師氏名
- ② 診療に従事する医療機関の名称及び所在地
- ③ 診療に従事する医療機関において担当する診療科名
- ④ 指定年月日及び指定有効期間

(2) 指定通知書の記載事項については、以下の①～③のとおりとすること。

- ① 指定通知書に、次のとおり、別表2の都道府県番号2桁、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する小慢指定医：01、研修を修了した小慢指定医：02）、都道府県等別番号と各都道府県等が定める任意の番号を組み合わせる6桁を指定医番号として記載することとし、小慢指定医が患者の医療意見書を作成する際に、当該指定医番号を当該医療意見書に記載することにより、当該医療意見書が小慢指定医により作成されていることを確認できるようにすること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2桁

2桁

1桁

5桁

別表2の都道府県番号 指定医区分 都道府県等別番号 各都道府県等が定める任意の番号

- ② 小慢指定医の指定の有効期間は、5年以内とすること。【規則第7条の12】
 - ③ 2の経過的特例による小慢指定医の指定を行う場合には、指定通知書に、平成29年3月31日までの間に小慢指定医育成研修を修了することが必要であり、当該研修を修了しなかった場合には、平成29年4月1日以降はその効力を失うこと及び当該研修の修了後は速やかにその旨を都道府県知事等に届け出ることについて記載すること。
- (3) 各都道府県等において、指定をした指定医の名簿等を作成し管理すること。
- (4) 小慢指定医の指定を受けた医師は、自らの責任のもと指定通知書を管理するものとし、当該指定通知書の有効期間についても十分注意するものとする。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、小慢指定医として行った医療意見書の作成等の行為は取り消し得るものとなること。

- (5) 小慢指定医が指定通知書を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは当該指定通知書を添付）を都道府県知事等に届け出るものとする。

2 小慢指定医の指定の特例（経過的特例）

都道府県知事等は、平成29年3月31日までの間に限り、第2の1の①又は②に掲げる要件を満たしていない医師であっても、その申請に基づき、平成27年1月1日において診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、これまでに小児慢性特定疾患治療研究事業に係る診断書の作成や治療を行った実績があるなどの経験を有する者を小慢指定医に指定することができることとする。

ただし、当該小慢指定医であることを保持し続けるためには、平成29年3月31日までに小慢指定医育成研修を修了しなければならないものとし、当該研修を平成29年3月31日までに修了しなかった場合には、当該小慢指定医の指定については、平成29年4月1日以降その効力を失うことになること。【児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第122号）附則第2条】

3 小慢指定医の指定の申請の却下

- (1) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第7条の10に規定する要件（第2の1に掲げる要件）を満たしていない場合には、当該医師を小慢指定医として指定しないこと。

また、都道府県知事等は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、実務経験を有し、規則第7条の10第1項各号に掲げる要件（第2の1①又は②）を満たしている場合であっても、不適切な診断書を作成したことがあるなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、小慢指定医の指定をしないことができること。

- (2) 都道府県知事等は、規則第7条の10第2項の規定により小慢指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他小慢指定医として著しく不相当と認められる者については、小慢指定医の指定をしないことができること。

- (3) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を申請を行った医師に交付すること。

第5 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

- (1) 小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「小児慢性特定指定医変更届出書」(様式4号)に指定通知書を添えて、その指定をした都道府県知事等に届け出るものとする。【規則第7条の14】

指定変更届出書による届出を受けた都道府県知事等は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付すること。

- ①氏名
- ②居住地
- ③連絡先
- ④医籍の登録番号及び登録年月日
- ⑤担当する診療科名
- ⑥医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

- (2) 都道府県知事等は、(1)の変更の届出があったときには、必要に応じて、その旨を公表すること。

ただし、当該届出をした小慢指定医が診療に従事しているとして公表している医療機関に係る変更の場合は必ず公表すること。【規則第7条の17第2号】

第6 小慢指定医の指定の更新

- 1 小慢指定医は、その指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「小児慢性特定疾病指定医更新申請書」(様式5号)により、更新の申請を行うこと。
- 2 都道府県知事等は、申請者より指定医更新申請書の提出があった場合には、第4の1及び3に準じて、「小児慢性特定疾病指定医指定通知書(新規・更新)」(様式3号)又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付すること。
- 3 第2の1の①の要件(専門医要件)で小慢指定医の指定を受けた医師については、その指定の更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該小慢指定医が作成した医療意見書の実績等にかんがみ、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、小慢指定医の指定の更新をしてよいこと。

第7 小慢指定医の指定の辞退等

- 1 小慢指定医は、その指定を辞退するときは、指定を受けた都道府県知事等に、「辞退届」（様式7号）により届け出ること。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設ける必要があること。【規則第7条の15】
- 2 1により、辞退の届出があったときは、都道府県知事等は、その旨を公表すること。【規則第7条の17第3号】

第8 小慢指定医の指定の取消し等

- 1 小慢指定医が医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小慢指定医として著しく不相当と認められるときは、都道府県知事等は、その指定を取り消すことができること。【規則第7条の16】
なお、小慢指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、医療意見書の作成を行うこともできないと想定されるが、「その他小慢指定医として著しく不相当と認められるとき」に該当するものとして取り扱ってよいこと。
- 2 小慢指定医は、指定を取り消されたときは、速やかに指定通知書を都道府県知事等に返納するものとする。
- 3 都道府県知事等は、1により、小慢指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表すること。【規則第7条の17第4号】
- 4 都道府県知事等は、指定の取消しを行う前にあらかじめ、医療意見書の作成に係る診断等が適切に行われているかについて確認を行い、必要に応じて小慢指定医育成研修を改めて受講させるなど十分な指導等を行うこと。

第9 その他

本事務取扱要領に係る各種様式の例は別紙様式のとおりとするが、これは参考様式とすること。

別表 1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認定機関	専門医の資格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医

別表 2

都 道 府 県 番 号

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北 海 道	0 1	石 川	1 7	岡 山	3 3
青 森	0 2	福 井	1 8	広 島	3 4
岩 手	0 3	山 梨	1 9	山 口	3 5
宮 城	0 4	長 野	2 0	徳 島	3 6
秋 田	0 5	岐 阜	2 1	香 川	3 7
山 形	0 6	静 岡	2 2	愛 媛	3 8
福 島	0 7	愛 知	2 3	高 知	3 9
茨 城	0 8	三 重	2 4	福 岡	4 0
栃 木	0 9	滋 賀	2 5	佐 賀	4 1
群 馬	1 0	京 都	2 6	長 崎	4 2
埼 玉	1 1	大 阪	2 7	熊 本	4 3
千 葉	1 2	兵 庫	2 8	大 分	4 4
東 京	1 3	奈 良	2 9	宮 崎	4 5
神 奈 川	1 4	和 歌 山	3 0	鹿 児 島	4 6
新 潟	1 5	鳥 取	3 1	沖 縄	4 7
富 山	1 6	島 根	3 2		

(参考)

都道府県番号（2桁）	指定区分（2桁）	管理番号（6桁）
1～47	01 専門医 02 研修	最初1桁 都道府県～中核市区別 後5桁 管理用番号1～99999

自治体名	都道府県 番号	指定区分		管理番号
北海道	01	01 or 02	1	00001～99999
札幌市	01	01 or 02	2	00001～99999
旭川市	01	01 or 02	3	00001～99999
函館市	01	01 or 02	4	00001～99999
青森県	02	01 or 02	1	00001～99999
青森市	02	01 or 02	2	00001～99999
岩手県	03	01 or 02	1	00001～99999
盛岡市	03	01 or 02	2	00001～99999
宮城県	04	01 or 02	1	00001～99999
仙台市	04	01 or 02	2	00001～99999
秋田県	05	01 or 02	1	00001～99999
秋田市	05	01 or 02	2	00001～99999
山形県	06	01 or 02	1	00001～99999
福島県	07	01 or 02	1	00001～99999
郡山市	07	01 or 02	2	00001～99999
いわき市	07	01 or 02	3	00001～99999
茨城県	08	01 or 02	1	00001～99999
栃木県	09	01 or 02	1	00001～99999
宇都宮市	09	01 or 02	2	00001～99999
群馬県	10	01 or 02	1	00001～99999
前橋市	10	01 or 02	2	00001～99999
高崎市	10	01 or 02	3	00001～99999
埼玉県	11	01 or 02	1	00001～99999
さいたま市	11	01 or 02	2	00001～99999
川越市	11	01 or 02	3	00001～99999
越谷市	11	01 or 02	4	00001～99999
千葉県	12	01 or 02	1	00001～99999
千葉市	12	01 or 02	2	00001～99999

船橋市	12	01 or 02	3	00001~99999
柏市	12	01 or 02	4	00001~99999
東京都	13	01 or 02	1	00001~99999
八王子市	13	01 or 02	2	00001~99999
神奈川県	14	01 or 02	1	00001~99999
横浜市	14	01 or 02	2	00001~99999
川崎市	14	01 or 02	3	00001~99999
相模原市	14	01 or 02	4	00001~99999
横須賀市	14	01 or 02	5	00001~99999
新潟県	15	01 or 02	1	00001~99999
新潟市	15	01 or 02	2	00001~99999
富山県	16	01 or 02	1	00001~99999
富山市	16	01 or 02	2	00001~99999
石川県	17	01 or 02	1	00001~99999
金沢市	17	01 or 02	2	00001~99999
福井県	18	01 or 02	1	00001~99999
山梨県	19	01 or 02	1	00001~99999
長野県	20	01 or 02	1	00001~99999
長野市	20	01 or 02	2	00001~99999
岐阜県	21	01 or 02	1	00001~99999
岐阜市	21	01 or 02	2	00001~99999
静岡県	22	01 or 02	1	00001~99999
静岡市	22	01 or 02	2	00001~99999
浜松市	22	01 or 02	3	00001~99999
愛知県	23	01 or 02	1	00001~99999
名古屋市	23	01 or 02	2	00001~99999
豊田市	23	01 or 02	3	00001~99999
豊橋市	23	01 or 02	4	00001~99999
岡崎市	23	01 or 02	5	00001~99999
三重県	24	01 or 02	1	00001~99999
滋賀県	25	01 or 02	1	00001~99999
大津市	25	01 or 02	2	00001~99999
京都府	26	01 or 02	1	00001~99999
京都市	26	01 or 02	2	00001~99999
大阪府	27	01 or 02	1	00001~99999

大阪市	27	01 or 02	2	00001~99999
堺市	27	01 or 02	3	00001~99999
高槻市	27	01 or 02	4	00001~99999
東大阪市	27	01 or 02	5	00001~99999
豊中市	27	01 or 02	6	00001~99999
枚方市	27	01 or 02	7	00001~99999
兵庫県	28	01 or 02	1	00001~99999
神戸市	28	01 or 02	2	00001~99999
姫路市	28	01 or 02	3	00001~99999
西宮市	28	01 or 02	4	00001~99999
尼崎市	28	01 or 02	5	00001~99999
奈良県	29	01 or 02	1	00001~99999
奈良市	29	01 or 02	2	00001~99999
和歌山県	30	01 or 02	1	00001~99999
和歌山市	30	01 or 02	2	00001~99999
鳥取県	31	01 or 02	1	00001~99999
島根県	32	01 or 02	1	00001~99999
岡山県	33	01 or 02	1	00001~99999
岡山市	33	01 or 02	2	00001~99999
倉敷市	33	01 or 02	3	00001~99999
広島県	34	01 or 02	1	00001~99999
広島市	34	01 or 02	2	00001~99999
福山市	34	01 or 02	3	00001~99999
山口県	35	01 or 02	1	00001~99999
下関市	35	01 or 02	2	00001~99999
徳島県	36	01 or 02	1	00001~99999
香川県	37	01 or 02	1	00001~99999
高松市	37	01 or 02	2	00001~99999
愛媛県	38	01 or 02	1	00001~99999
松山市	38	01 or 02	2	00001~99999
高知県	39	01 or 02	1	00001~99999
高知市	39	01 or 02	2	00001~99999
福岡県	40	01 or 02	1	00001~99999
北九州市	40	01 or 02	2	00001~99999
福岡市	40	01 or 02	3	00001~99999

久留米市	40	01 or 02	4	00001~99999
佐賀県	41	01 or 02	1	00001~99999
長崎県	42	01 or 02	1	00001~99999
長崎市	42	01 or 02	2	00001~99999
熊本県	43	01 or 02	1	00001~99999
熊本市	43	01 or 02	2	00001~99999
大分県	44	01 or 02	1	00001~99999
大分市	44	01 or 02	2	00001~99999
宮崎県	45	01 or 02	1	00001~99999
宮崎市	45	01 or 02	2	00001~99999
鹿児島県	46	01 or 02	1	00001~99999
鹿児島市	46	01 or 02	2	00001~99999
沖縄県	47	01 or 02	1	00001~99999
那覇市	47	01 or 02	2	00001~99999